

新型コロナウイルス感染症への対応方針について

(第7報 R2.4.14現在)

4月10日 岐阜県知事は、県内の新型コロナウイルス感染症の拡大状況は、「待ったなしの危険水域に達している」として、県独自の「非常事態」を宣言しました。これを受けて、町の対応を次のとおり変更しましたのでお知らせします。

■町内小中学校について

町内の小中学校は4月19日までの臨時休校を5月6日まで延長します。
中学校の部活動は5月8日まで禁止です。

■町民会館・その他施設の対応について

◎町民会館・各地区ふれあいセンター

町民会館、各地区ふれあいセンター等の利用について、サークル活動や各種団体の会議等の開催は、5月6日まで禁止とします。

◎楽集館

4月19日までの臨時休館を5月6日まで延長します。

ただし、午前9時から午後5時までの間、事前予約本のお渡しと電話予約による貸し出しサービスのみ行います。

◎林業センター

林業センターの利用についても、各種団体の会議等の開催は、5月6日まで自粛をお願いします。

■子どものスポーツ活動について

スポーツ少年団・スポーツリンク活動は、5月8日まで活動を実施しないこととします。
なお、個人的に学校の運動場などを使って運動することを禁止するものではありません。

■大人のスポーツ活動について

感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場면을回避するため、5月6日まで、屋内の社会体育施設・学校開放施設の使用を禁止します。

個人が屋外施設（学校運動場等）で行う活動は制限しませんが、一度に大人数が集まって密集することのないよう配慮をお願いします。

■保育園・子育て支援センターの対応について

◎保育園

5月6日まで原則休園とします。

◎子育て支援センター

5月6日まで休所とします。

◎こども発達支援教室 おひさま

5月6日まで休室とします。

■小学校臨時休業に関わる学童保育について

5月6日まで原則休所とします。

■新型コロナウイルス感染症にかかる町主催のイベント・行事等の開催基準

5月6日まで、次の対応を継続します。

(1) 町が主催又は共催するイベント等について

次に該当するものは中止又は延期とします。

- ① 不特定多数の来場・参加者が見込まれるもの
- ② 感染した場合重症化のおそれが高い方（高齢者・基礎疾患のある方・妊婦の方）の参加が見込まれるもの
- ③ 感染する可能性が高いとされる会場（近い距離での接触機会が多い・気密性が高い場所等）で開催するもの

(2) 町の事業にかかる会議等について

次に該当するものは、原則として事業運営等に支障が生じない限り中止又は延期、若しくは、書面による会議での対応とします。（特に会議については、開催の必要性を十分検討した上で、できる限り書面での対応を推奨しています。）

- ① 審議、審査等を要しない報告を主とする内容のもの
- ② 審議、審査等を要する場合でも、会議等の委員に対する事前の周知・同意により、上記の対応が可能なもの

※ただし、開催がどうしても必要と判断される会議については、規模、時間、場所などを考慮し、感染予防のための対策を講じた上で実施することとします。

※町以外の団体等が主催するイベント・会議等についても、開催の必要性や（1）

（2）の内容を参考に中止・延期・縮小等の判断をお願いします。

なお、やむを得ずイベント・会議等を開催される場合は、感染予防のための対策を

徹底していただきますよう重ねてお願いいたします。

- ・参加者へマスクの着用、手洗いを推奨すること
- ・会場にアルコール消毒液を設置すること
- ・定期的な換気を行うこと
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方には、参加自粛を協力要請すること
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には、参加自粛を協力要請すること
- ・人との距離（2 m程度）を保つこと
など

この難局を乗り切るため、少しでも早く以前の生活に戻すため、今しばらくの間、自粛にご協力くださいますようお願いいたします。

幸い、白川町での感染報告はまだありませんが、こういう状況下にあって、帰省などで、白川町を来訪される人からの感染も心配されるところです。どうか、そうしたことについては、慎重なご対応をいただくことを重ねてお願い申し上げます。